



2020年10月1日施行 建設業法の改正② 「建設業法POINT許可基準の見直し」

POINT

限りある
人材の
有効活用

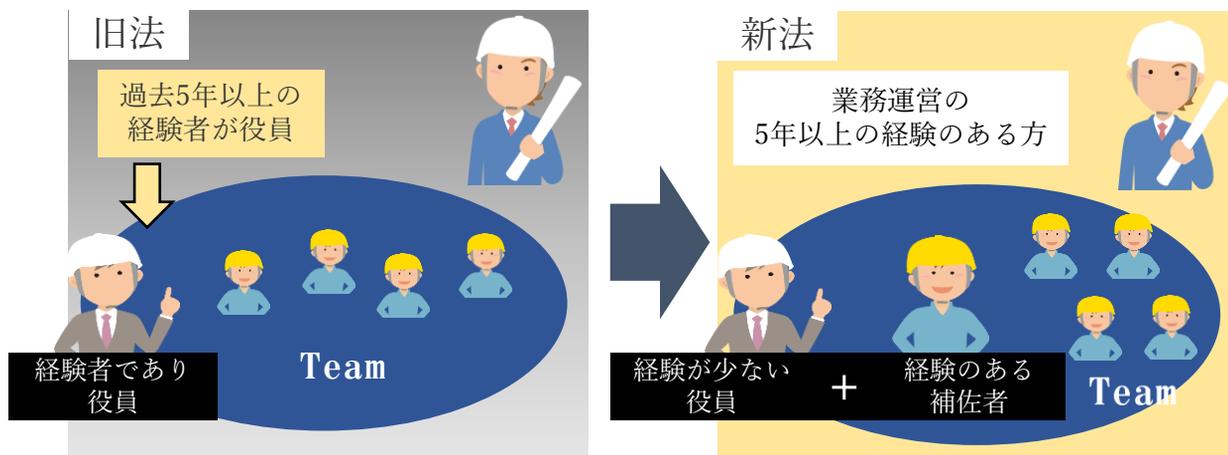
許可基準の
見直し

建設工事の
施工の効率
化の促進

持続可能な事業環境の確保

限りある人材の有効活用

許可要件から「5年以上の経験者」を除外し、
経營業務管理責任者に関するルールを合理化



新法では、建設業の経営経験が少ない方でも他に建設業の財務、労務、業務運営の経験のある方（補佐者）を置くことができればチームとして認められるようになりました。補佐する者を置かない場合は従来基準とほぼ同等基準となっています。補佐する者の設置によって、これまでは「建設業5年以上の役員」のみ認められていたものが、①「建設業の役員等に次ぐ職制上の地位での経験5年以上」または②「他業での5年以上の役員経験+建設業2年以上役員」の要件に多少緩和されました。

*補佐する者を置く場合の常勤役員等のうちの1人の要件	補佐する者（補佐官）の要件
建設業の財務管理、労務管理、業務運営のいずれかの業務に関して役員等の経験2年以上を含む かつ下記の要件のいずれか ①建設業の役員等に次ぐ職制上の地位での経験5年以上 ②他業界（建設業以外）での役員等の経験5年以上	財務管理経験5年以上 労務管理経験5年以上 運営業務経験5年以上

建設現場の生産性の向上をめざす為建設業法が改正

建設工事請負契約・基準の見直し

- 1 注文者に、著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する
- 2 注文者に、工期に影響を及ぼす事項について、事前の情報提供義務を課す
- 3 建設業者に、工程の細目を明らかにして見積もりを行う努力義務を課す
- 4 元請に、下請代金のうち「労務費相当分」を現金払いとする義務を課す
- 5 請負契約の書面の記載事項に、「工期を施工しない日・時間帯」の定めを追加する

1

注文者

NG

著しく短い工期



2

注文者

工期に影響を及ぼす事項
情報提供義務



3

建設業者

建設業者に、工程の細目を
明らかにして見積もりを行う



4

「労務費相当分」を現金払いとする



5

工期を施工しない日・時間帯の定め



新法では、注文者は、「著しく短い工期」による請負契約を締結することが禁止されます。違反した場合は、請負代金額が500万円（建築一式工事では1500万円）以上であるときは、注文者は、認可行政庁から勧告を受けることとなります。勧告に従わない場合は、企業名が公表され、企業のイメージダウン・社会からの信頼を失うといったリスクに繋がりがねません。

注文者は、建設工事について、「工期等に影響を及ぼす事項」があるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に必要な情報を提供しなければならない。

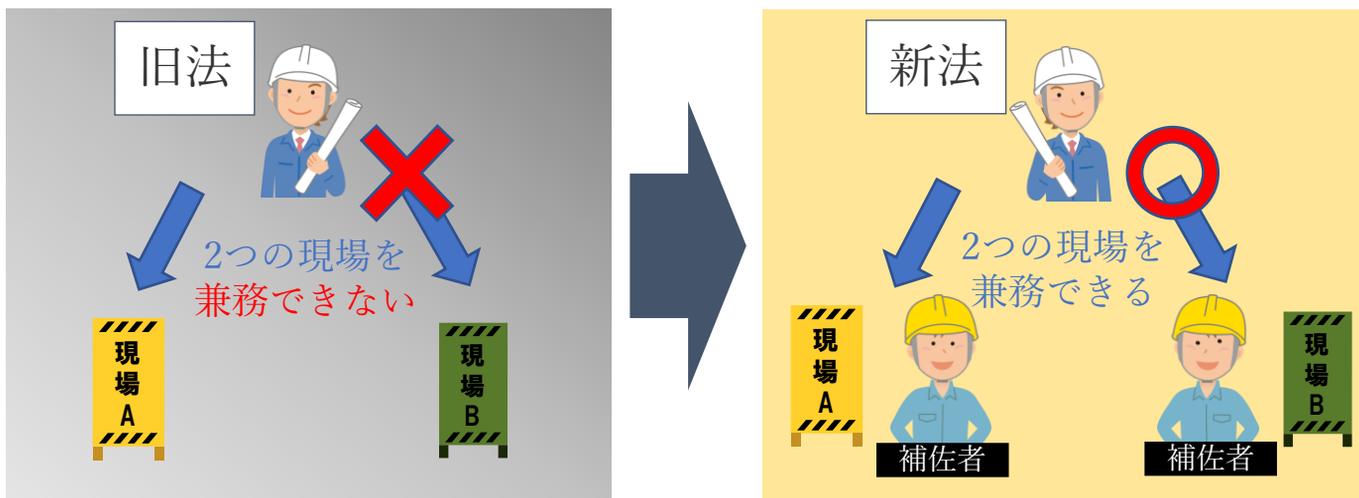
建設業者は、工程の細目を明らかにして、工程ごとの作業日数を明らかにして見積もりを行うよう努めなければならない。

元請負人は、下請代金のうち、「労務費相当分」を現金払いで支払わなければならない。現金を手渡しするだけでなく、銀行振り込みや銀行振出小切手による支払いであっても、現金払いとして扱われます。

建設業者と注文者は、「工期を施工しない日・時間帯」を定めるときは、これを建設工事請負契約に記載しなければならない。

建設工事の施工の効率化の促進

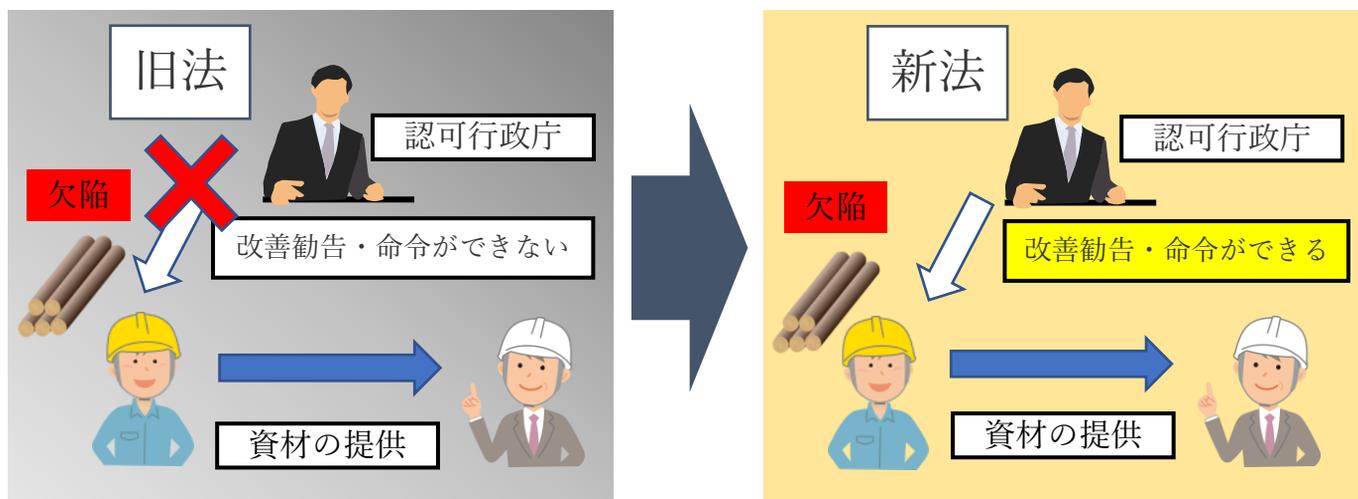
- 6 工事現場の技術者（元請の監理技術者・下請の主任技術者）のルールを合理的にする



補佐する者の要件は、主任技術者要件を満たす者であって、監理技術者の職務に係る基礎的な知識・能力を有することです（建設業法施行令28条）

兼務できる現場の数は、最大2つ

- 7 認可行政庁が、建設資材製造業者に対して、改善勧告・命令ができるようになる



資材の欠陥によって施工不良が発生したときは、認可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）は建設業者への指示のみならず、資材の製造業者に対して、改善勧告・命令ができるようになりました。